

Legal Networks

2
February

～4月1日よりついにスタート！時間外労働の上限規制～

昨年国会で成立し話題となった『働き方改革関連法案』が、いよいよ今年の4月から順次適用開始となります。なかでも注目なのが、**時間外労働の上限規制**についてです。全企業を対象としたこの法改正ですが、実務においてどのように関係してくるのでしょうか？今回は、時間外労働の上限規制の概要と実務上のポイントについて説明していきます！

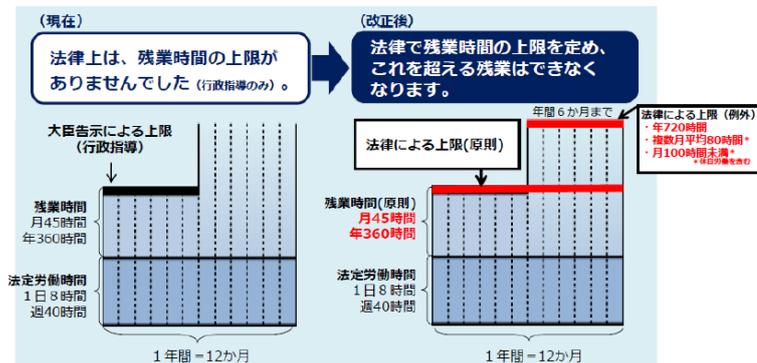
【1】時間外労働の上限規制とは？

労働基準法では、**原則として1週間40時間、1日8時間という法定労働時間を超える労働を禁止**しています。この法定労働時間を超えて労働させるためには、36協定を締結し、所轄労働基準監督署に届出を行う必要があります。36協定では時間外労働が可能な時間数を定める必要がありますが、**従来この時間数の上限は告示による定めのみで、法律には定めがありませんでした。**

今回の法改正により、告示の主な内容が労働基準法へ盛り込まれ、新たに時間外労働の上限が設けられました。上限時間数に関する内容は以下のとおりです。なお上限規制には、適用が猶予や除外される事業・業務があります。

1. 時間外労働の上限時間数を原則、**1ヶ月45時間、1年360時間**とする。（原則の時間）
2. 原則の時間を超えるような臨時的な特別の事情があるときは、時間外労働の時間数を延長する特別条項を設けることができるが、**特別条項であっても1年720時間、1ヶ月当たり100時間未満（休日労働含む）、2～6ヶ月平均80時間以下（休日労働含む）を限度とする。**

※大企業への施行は今年4月、中小企業は1年猶予され2020年4月から。



※図は、厚生省HP『時間外労働の上限規制分りやすい解説』より抜粋

◆2月の労務スケジュール◆

労務 2/1～2/28
1月分の社会保険料の納付



税務 2/1～2/10
1月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付



【2】実務でのポイント。届出時に注意することは？

今回の法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項が変わりました。届出の様式も新たに策定されましたので注意してください。

新しい36協定において協定する必要がある事項	
限度時間を超える場合	臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における ✓1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数（100時間未満） ✓1年の時間外労働時間（720時間以内）
	限度時間を超えることができる回数（年6回以内）
	限度時間を超えて労働させることができる場合
	限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
	限度時間を超えて労働させる場合における手続

ポイント①
「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、36協定で定めた時間を超えないこと。

ポイント②
休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。

ポイント③
特別条項の回数（＝時間外労働が限度時間を超える回数）が、36協定で定めた回数を超えないこと。

ポイント④
月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと。

ポイント⑤
月の時間外労働と休日労働の合計について、どの2～6か月の平均をとっても、1月当たり80時間を超えないこと。

また残業時間の上限制限だけでなく、従業員の労働時間についても今後しっかりと把握していかなければなりません。というのも、今年4月から、労働安全衛生法の改正で事業主には**労働者の労働時間把握義務が正式な法的義務**として課せられることとなったからです。

とくに、「管理監督者」や「フレックスタイム制」など裁量労働制で働く人は、残業代が支払われなかったり、「みなし」の時間数に基づいて残業代が支払われるため、これまで厳密な労働時間管理を行っていなかったケースも少なくありませんでした。

しかし、今回の法改正により、裁量労働制で働く人についても、健康管理や過重労働防止の観点から、労働時間管理が義務化されるので今後注意が必要です。

2019年4月から労働時間把握義務が課せられるというのは、大企業も中小企業も共通です。

時間外勤務の上限制限、労働時間把握義務について、詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouuzikan/070614-2.html



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-13 第1貝塚ビル302

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>
TEL:03-6709-8919

2019.2月号